

平成 22 年度文化庁日本語教育研究委託

生活日本語の 指導力の評価に関する 調査研究 報告書

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第77回）資料用抜粋



平成 23 年 3 月

財団法人日本国際教育支援協会

第2部

試験による評価

1. 日本語教育能力検定試験制度について

1.1. 制度の創設

【創設当時の日本語教員検定制度のポイント】

- ・ 試験の内容・水準は、日本語教員として最低限必要な専門的知識・能力を習得させることを目的とした大学学部における日本語教員養成副専攻課程と同等程度とする。
- ・ 受験資格は、20歳以上とする。
- ・ 内容・方法は、日本語教育専門科目に関して実施することとし、一般教養や教員として必要な一般的知識・能力については、日本語教育機関等が日本語教員を採用する際に審査することが適当である。
- ・ 日本語教育に関する経験、実績等を持つ者や一定の水準以上の日本語教員養成の課程を修了した者、また外国人であっても試験の内容、方法について特別の措置は講じないこととする。

【制度創設の概略】

昭和58年8月31日「21世紀への留学生政策に関する提言（いわゆる「留学生受入10万人計画）」が、21世紀への留学生政策懇談会で取りまとめられ、その中で日本語教育機関の整備充実が提言された。

翌昭和59年6月29日には、留学生問題調査・研究に関する協力者会議で、報告書として「21世紀への留学生政策の展開について」が取りまとめられ、留学生が大学入学のための日本語学校等専門教育機関で受ける予備日本語教育について、その充実の必要性が報告された。

これらの提言や報告を受け、昭和60年5月13日「日本語教員の養成等について」が、日本語教育施策の推進に関する調査研究会から報告され、日本語教員検定制度が提案された。このとき提示された「日本語教員養成のための標準的な教育内容」（以下、「標準的な教育内」）は「一般の日本語教員養成機関」における420時間相当とされ、この時間数は、以降現在に至るまで民間の日本語教員養成機関において採用されるケースが多く見られる。

昭和62年4月10日には、「日本語教員検定制度について」が、日本語教員検定制度に関する調査研究会から報告され、大学学部副専攻と同程度の内容での試験とすることや、出題範囲として「日本語の構造に関する体系的、具体的な知識」、「日本事情」、「言語学的

知識・能力」,「日本語の教授に関する知識・能力」の4領域とその主要項目の提示がなされた。当時の出題範囲は下のとおりである。

その後,昭和62年8月26日「日本語教育に係る知識・能力審査事業の認定について」文部大臣裁定が行われ,財団法人日本国際教育協会(現 財団法人日本国際教育支援協会)が審査・証明事業を実施することとなった。

【出題範囲】

次のとおりとする。ただし全範囲にわたって出題されるとは限らない。

領域	主要項目
<p>1-1 日本語の構造に関する体系的, 具体的な知識 日本語学 概論</p> <p>音声</p> <p>語彙・意味 語彙</p> <p>意味</p>	<p>1.世界の中の日本語 2.日本語の特質 音声, 語彙・意味, 文法・文体, 文字・表記, 言語生活等について (1)対照言語学的に見た特質 (2)社会言語学的に見た特質</p> <p>1.音声器官と発音 名称と機能 調音法, 調音点, 調音者</p> <p>2.単音レベル 音素と異音 異音の分布 音素記号と音声記号 母音の分類 半母音 子音の分類 五十音図とその拡大表</p> <p>3.音節レベル 節構造 音節(拍) 特殊音節</p> <p>4.単語レベル 母音の無声化, その他環境による音声変化 アクセントの感覚・規則・表記 縮約形など, 話し言葉の語形</p> <p>5.文レベル・談話レベル イントネーション プロミネンス(卓立) ポーズ 速さ</p> <p>1.基本語彙と基礎語彙 2.語彙の類別 使用者別・場面別・語種別・言語活動別・ 分野別・音声的特徴別・文法的機能別等</p> <p>3.語構成 4.辞書</p>

<p>文法・文体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.語の意味 2.句の意味 3.文の意味 4.文章・談話の意味 <ol style="list-style-type: none"> 1.語・文節のレベル <ol style="list-style-type: none"> (1)品詞 名詞，動詞，形容詞，副詞，（助詞，助動詞，複合助辞，その他） (2)活用などの変化形式とその用法 名詞，動詞，形容詞 (3)文節の構成 2.文のレベル <ol style="list-style-type: none"> (1)文の種類 (2)文の成分 (3)単文の構成 (4)複文の構成 (5)構文と意味 3.文章・談話のレベル <ol style="list-style-type: none"> (1)旧情報，新情報等 (2)話者の視点 (3)話法 (4)文章・談話における文の選択 4.言語生活と文体 <ol style="list-style-type: none"> (1)敬体と常体 (2)書き言葉，話し言葉 (3)男性語，女性語 (4)地域語と共通語 (5)フォーマル，インフォーマル
<p>文字・表記</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.文字・記号の種類 2.文字・記号の使い方 <ol style="list-style-type: none"> (1)漢字仮名まじり文 (2)仮名遣い (3)送り仮名 (4)外来語の表記 (5)漢字の書き方 (6)漢字の読み方 (7)記号の使い方 (8)辞書の使い方 3.文字表記の選択 4.文章の表記
<p>1-2 その他日本語に関する知識 言語生活</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.コミュニケーション <ol style="list-style-type: none"> (1)パーソナル・コミュニケーションの場面，条件，様式，媒体等 (2)マス・コミュニケーションの形態，媒体等 2.技能 <ol style="list-style-type: none"> (1)聞く (2)話す (3)読む (4)書く 3.第二言語としての言語生活 <ol style="list-style-type: none"> (1)母語による言語生活との比較 (2)バイリンガリズム・マルチリンガリズム
<p>日本語史</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.古代語と近・現代語

<p>2 日本事情（古典と文芸を含む。）</p> <p>3 言語学的知識・能力 言語学概論</p> <p>社会言語学</p> <p>対照言語学</p> <p>日本語学史・日本語教育史</p> <p>4. 日本語の教授に関する知識・能力 教授法</p>	<p>2.近・現代語の成立 (1)近代語 (2)現代語</p> <p>1.日本の歴史・地理 (1)日本の歴史 (2)日本の地理</p> <p>2.現代日本事情 (1)現代日本の政治・社会 (2)現代日本の文化</p> <p>1.言語の本質 2.言語能力と言語運用 3.言語の普遍性と個別性（類型論を含む。） 4.言語学と関連領域 5.世界の言語 6.各論 (1)文法論 (2)意味論 (3)音韻論 (4)語彙論 (5)文字・表記論</p> <p>1.言語変種 (1)階層言語 (2)地域言語 (3)言語変化</p> <p>2.場面と言語 (1)敬語と非敬語 (2)男性語，女性語 (3)フォーマル，インフォーマル</p> <p>3.媒体 (1)手紙，電話，書き言葉と話し言葉 (2)マス・コミュニケーション，パーソナルコミュニケーション</p> <p>4.言語使用・言語生活 5.言語政策・言語教育</p> <p>1.比較言語学・歴史言語学と対照言語学 2.言語体系と運用の対照 音声，語彙・意味，文法・文体，文字・表記 言語生活等について (1)類似点と相異点 (2)母語の干渉，誤用分析 3.言語行動・言語生活の対照</p> <p>1.日本語学史 (1)明治以前の研究の概略 (2)明治以後の研究の概略</p> <p>2.日本語教育史 (1)戦前の教育史の概略 (2)戦後の教育史 (3)日本語教育と国語教育</p> <p>1.日本語教育の目的・方法 2.言語教育と言語研究の関心（心理言語学的観点を含む。）</p>
---	--

<p>教育教材・教具論</p>	<p>3.外国語教授法 4.日本語教育の基本語彙・基本漢字・基本文型 5.習得過程 6.指導手順・カリキュラム作成 7.練習指導技術 8.技能別指導法 9.対象別・母語別指導法 10.能力差・クラスサイズに対応する教授法 11.学習段階による指導法 12.添削技術</p> <p>1.教材教具概論 (1)目的 (2)期間 (3)場面 (4)レディネス (5)カリキュラム 2.教材の具体的使用法 (1)教材 (2)教育条件 (3)環境 3.教育機器・教具</p>
<p>評価法</p>	<p>1.評価の対象 2.評価の目的と効果 3.テストの作り方 4.評価の方法 5.結果の分析</p>
<p>実習</p>	<p>1.コース・デザイン 2.教案作成と教材選定 (1)教壇実習に備えての教案作成 (2)具体的指導案の作成</p>

1.2. 制度の変遷

1.2.1. 平成 15 年度のシラバス改定

【平成 15 年度の改定のポイント】

- ・ 試験の内容は、基礎から応用に至る選択的な「日本語教員養成において必要とされる教育内容」が示されたことにより、現行の試験における専門家としての最低限の知識・能力を測定するという水準を保った上で、幅広い知識とより実践的な能力を測定することもできる試験とする。
- ・ 試験の水準は、「日本語教員養成において必要とされる教育内容」に基づいて大学や日本語教員養成機関等がこれから設置・改編していくであろう養成講座の修了生と同等程度の者が国内外に日本語教育の専門家として活躍していくための基礎的・基本的な知識・能力の必要条件を満たしているか否かを測定するものとする。

【改定の概要】

試験創設以降、日本に在留する外国人の増加（図 1）にともない、その学習需要も多様化した。こうした状況を踏まえ、平成 11 年 3 月 19 日「今後の日本語教育施策の推進について」がまとめられ、大学入学のために日本語学校等で学ぶ留学生候補者だけでなく、研修生、就労者、児童等の多様な学習需要に対応した日本語教員養成の必要性が報告された。

平成 12 年 3 月 30 日には「日本語教育のための教員養成について」が報告され、多様な学習需要に対応した新たな教育内容が提示された。これは、日本語教育における現代的な課題や日本語学習者の学習需要の多様化に対応するため、それまでの画一的な「標準的な教育内容」ではなく、「基礎から応用に至る選択可能な教育内容」として示されたものである。またこのとき、従来、日本語教員養成課程編成の基本的方針として設けられていた主専攻・副専攻の区分は設けないこととされた。

続けて平成 13 年 3 月 30 日には、「日本語教育に関する試験の改善について」が報告され、新たな出題範囲として「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語一般」の 5 区分とその主要項目が提示された。改定された出題範囲は、次のとおりである。以降、日本語学校で教育に携わる日本語教員のほか、ビジネスマン、技術研修生、児童・生徒、中国帰国者、日本人の配偶者等、幅広い学習需要に対応した日本語教育能力向上を図るという趣旨で実施している。

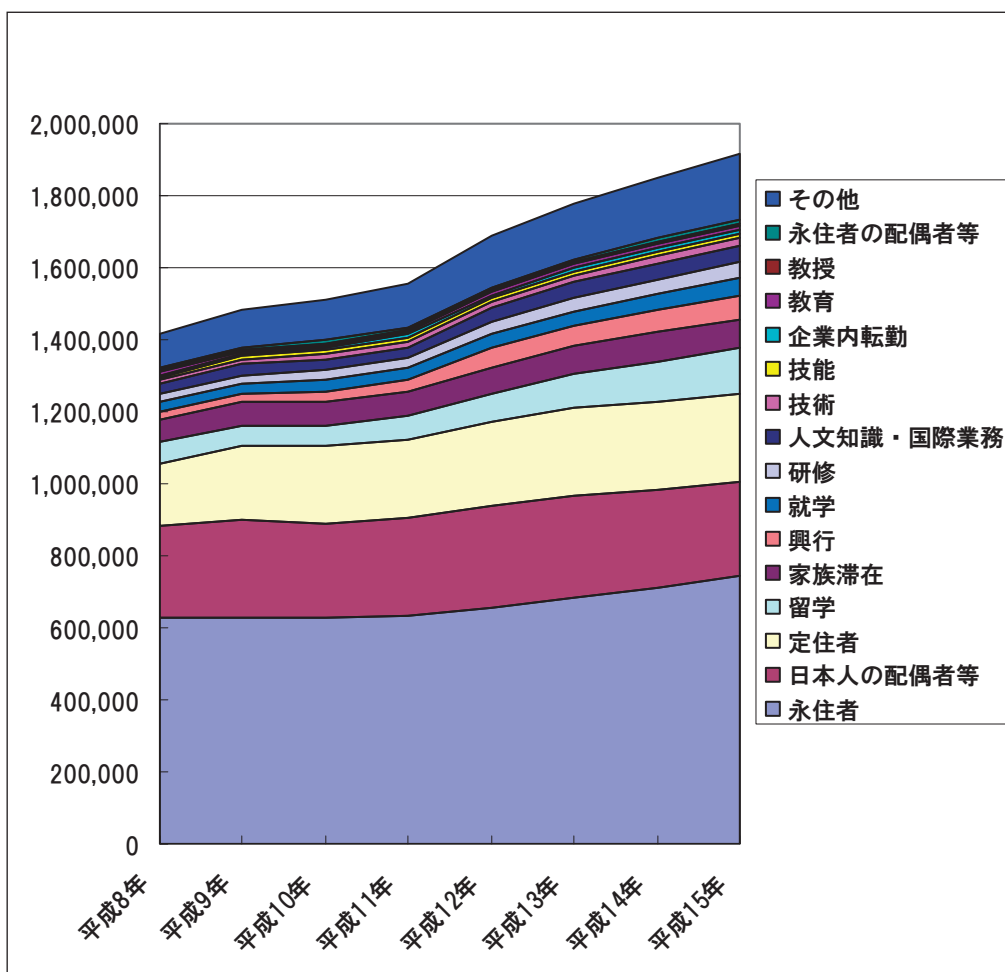


図1 在留資格別外国人登録者数の推移

【出題範囲】

次のとおりとする。ただし全範囲にわたって出題されるとは限らない。

区分	主要項目	
社会・文化・地域	1. 世界と日本	(1)諸外国・地域と日本
		(2)日本の社会と文化
	2. 異文化接触	(1)異文化適応・調整
		(2)人口の移動(移民・難民政策を含む。)
		(3)児童生徒の文化間移動
	3. 日本語教育の歴史と現状	(1)日本語教育史
		(2)日本語教育と国語教育
		(3)言語政策
		(4)日本語の教育哲学
		(5)日本語及び日本語教育に関する試験
	4. 日本語教員の資質・能力	(6)日本語教育事情：世界の各地域，日本の各地域
	言語と社会	1. 言語と社会の関係
(2)言語接触・言語管理		
(3)言語政策		
(4)各国の教育制度・教育事情		
(5)社会言語学・言語社会学		
2. 言語使用と社会		(1)言語変種
		(2)待遇・敬意表現
		(3)言語・非言語行動
		(4)コミュニケーション学
3. 異文化コミュニケーションと社会		(1)言語・文化相対主義
		(2)二言語併用主義(バイリンガリズム(政策))
		(3)多文化・多言語主義
	(4)アイデンティティ(自己確認，帰属意識)	
言語と心理	1. 言語理解の過程	(1)予測・推測能力
		(2)談話理解
		(3)記憶・視点
		(4)心理言語学・認知言語学
	2. 言語習得・発達	(1)習得過程(第一言語・第二言語)
		(2)中間言語
		(3)二言語併用主義(バイリンガリズム)
		(4)ストラテジー(学習方略)
		(5)学習者タイプ
	3. 異文化理解と心理	(1)社会的技能・技術(スキル)
		(2)異文化受容・適応
		(3)日本語教育・学習の情意的側面
(4)日本語教育と障害者教育		

言語と教育	1. 言語教育法・実技（実習）	(1)実践的知識・能力
		(2)コースデザイン(教育課程編成), カリキュラム編成
		(3)教授法
		(4)評価法
		(5)教育実技(実習)
		(6)自己点検・授業分析能力
		(7)誤用分析
		(8)教材分析・開発
		(9)教室・言語環境の設定
2. 異文化間教育・コミュニケーション教育	(1)異文化間教育・多文化教育	
	(2)国際・比較教育	
	(3)国際理解教育	
	(4)コミュニケーション教育	
	(5)異文化受容訓練	
	(6)言語間対照	
	(7)学習者の権利	
3. 言語教育と情報	(1)データ処理	
	(2)メディア/情報技術活用能力(リテラシー)	
	(3)学習支援・促進者(ファシリテータ)の養成	
	(4)教材開発・選択	
	(5)知的所有権問題	
	(6)教育工学	
言語一般	1. 言語の構造一般	(1)言語の種類
		(2)世界の諸言語
		(3)一般言語学・日本語学・対照言語学
		(4)理論言語学・応用言語学
	2. 日本語の構造	(1)日本語の構造
		(2)音声・音韻体系
		(3)形態・語彙体系
		(4)文法体系
		(5)意味体系
		(6)語用論的規範
		(7)文字と表記
		(8)日本語史
	3. コミュニケーション能力	(1)受容・理解能力
		(2)言語運用能力
		(3)社会文化能力
(4)対人関係能力		
(5)異文化調整能力		

1.2.2. 平成 23 年度のシラバス一部改定

【平成 23 年度の改定のポイント】

- ・ 現行の出題範囲において、「基礎項目」を設定し優先的に出題することとする。
- ・ 出題範囲における「基礎項目」以外の項目も、優先順位は下がるが継続して出題することとする。
- ・ 「基礎項目」の設定により、試験の目的を「日本語教員となるために学習している者、日本語教員として教育に携わっている者を対象として、日本語教育の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか、状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを検定すること」とする。
- ・ 「基礎項目」の設定により、現職の日本語教員にとっては、従来同様に基礎的知識の修得状況を定期的に点検する試験として活用することができる。
- ・ 「基礎項目」の設定により、これまで専門的に日本語教育に関して学んだことのない人にとっては、「基礎項目」を学びの目安として活用することができる。

【改定の概要】

近年、日本語教育の現場は一層の多様化、細分化が進んだ。文化庁の調べによれば、「大学院・大学・高等教育機関」で学ぶ日本語学習者数に大きな変動は見られないが、「一般の施設・団体」での学習者は年々増加してきている（図 2）。つまり留学生以外の学習者の数とその領域とともに増加してきているのである。これに対し、「ビジネス」、「研修」、「就学」、「研究」、「地域生活」など、すでにさまざまな領域で対象別の日本語教育が検討され、実践されてきている。一方、本試験に関しては、一つの試験においてすべての領域に必要な教育能力を測定することが困難となってきたとの指摘を、教育の現場、教員養成の現場をはじめとした関係各所から受けてきた。

かかる状況を踏まえ、本試験実施委員会においては、それぞれのニーズに対応した複数の試験を開発するべきか、もしくは日本語教育に携わるすべての人々が必須として身につけておくべき内容を測る試験にしていくのかが議論され、後者の方針をとることとした。この審議を受け、平成 19 年度に実施委員会の下に改善作業委員会（以下、委員会）を設置し、本試験のあり方や試験の改定に関する検討、作業を進めた結果、本試験を「対象別の日本語教育現場に枝分かれしていく前の、日本語教育の核を提示するもの」と位置付け、

出題内容等を一部改定することとした。

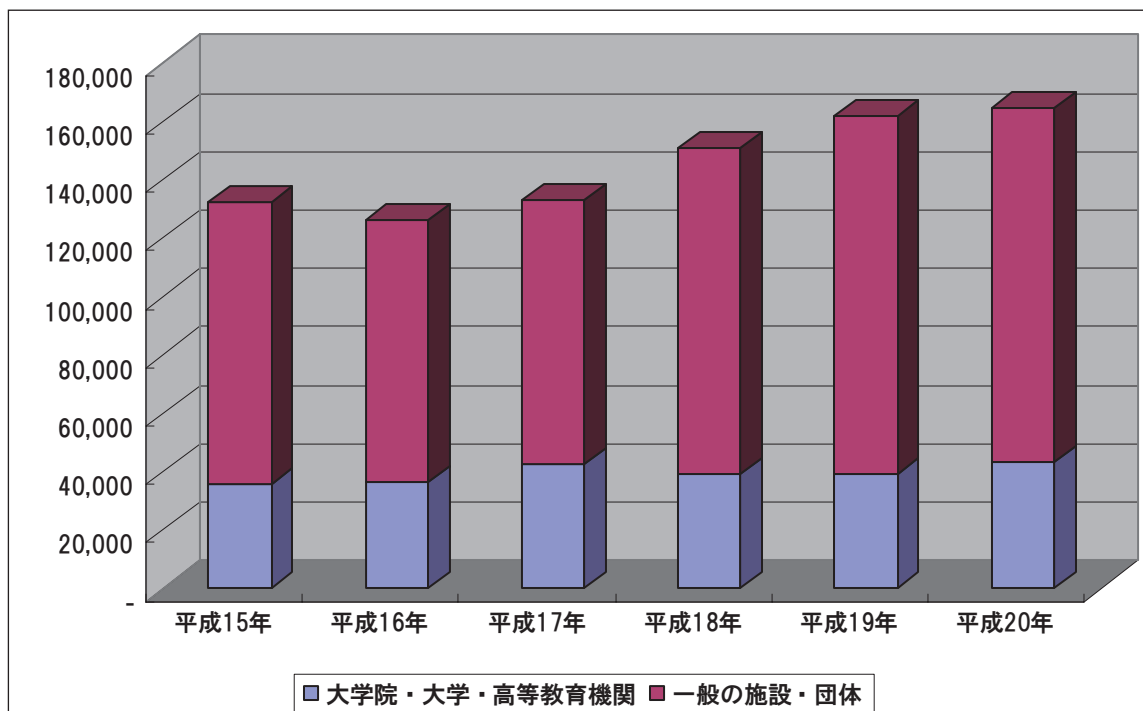


図 2 教育機関別日本語学習者数の推移

試験の改定は、主に(1)新たな合格者像、(2)シラバスの立体化、(3)記述式問題の見直しという過程を経て行われた。

(1) 新たな合格者像

「日本語教育のスタートラインに立つための知識・能力を備えた人材」と設定した。これは、「多様な現場に対応するために、その核となる基礎的な知識を体系的に有する者、またその知識を実践と関連づけ、問題を解決する能力を有する者」を意味している。

本試験はこれまで「日本語教員となるために学習している者、日本語教員として教育に携わっている者を対象として、その知識及び能力が日本語教育の専門家として必要とされる基礎的水準に達しているかどうか」を検定することを目的として実施してきた。委員会においては、「スタートライン」という言葉から試験の水準が下がることが連想されるのではないかという懸念も示されたが、今回の改定は、基礎的な知識の水準を変えるものではなく、基礎をより明確化したうえで合格者の質を変えていくものである。

新たな合格者は「どの現場においても必ず必要とされる核となる知識と能力を備え

る」ことではじめて多様な現場への「スタートライン」に立つのであり、「高度に専門的な状況にあってはそれらの核となる知識と状況とを関連づけ問題解決にあたる」というイメージの共有のもと作業を進めたものである。

(2) シラバスの立体化

核となる知識を提示するにあたり、平成 15 年に改定されたシラバスを立体化する作業を行った。具体的には、現行の出題範囲の主要項目において身につけておくことが必須として期待される「基礎項目」を抽出する作業を行った。この作業は、調査紙による調査のほか、過去に各区分から出題されたすべての試験問題について統計処理によるフィルターをかけることで既存の項目を精査すると同時に、委員会においては平成 15 年のシラバス改定時には得られなかった観点からの抽出作業が行われた。

出題範囲そのものに変更はないが、その主要項目から抽出された「基礎項目」は優先的に出題することとされた。また、「基礎項目」以外の項目も頻度は低くなるが、今後も出題される。

「基礎項目」は、時代もしくは学習ニーズの変化とともに変化することが予想される。委員会においてはこれを定期的に点検し、必要に応じて入れ替えていくことも確認された。

「基礎項目」が設定されたことにより、本試験は日本語教育に携わるにあたり必要とされる基礎的な知識・能力を取りこぼしなく身に付けた人材を担保する試験として平成 23 年度から実施することとなった。これから日本語教員を目指す人に限らず、現職の日本語教員にとっては、知識の定期点検を行うツールとして、またこれまで専門的に日本語教育に関して学んだことのない人にとっては、「基礎項目」が学びの目安として活用されることが期待される。

(3) 記述式問題の見直し

記述式問題は、本試験の開始以来、継続して出題されているものである。これまでの記述式問題は、主に教育実践能力を問う意図で出題されている。たとえば、「2 つのロールカードを比較し、その使用目的、使用方法、期待される学習効果を記述する」といった出題である。このような出題は教育実践能力を擬似的に測る点で一定の成果を挙げた。他方、その採点基準には特定の範囲の教育観を適用せざるをえず、すべての教育現場に適用可能な基準を設けることが困難であったり、また中には多肢選択形式で問え

るような出題もなされていた。

このような理由で、今回の改定においては教育実践能力を問うという意図から方針を転換し、平成15年のシラバス改定時に掲げられた、「日本語教育は広い意味でコミュニケーションそのものである」という観点から、日本語教師に必要とされるコミュニケーション能力を書記言語の観点から測ることとした。

改善作業の一環として行った試行試験において出題した問題は、次のとおりである。

問題例

さまざまなメディアで「ら抜き言葉」や「れ不足言葉」などの「日本語の乱れ」がしばしば話題になり、議論にもなっている。また、日本語学習者も生の日本語に接し、「日本語の乱れ」を見聞きしている状況にある。

このいわゆる「日本語の乱れ」について、あなた自身はどう考えるか。また、その考えを授業実践において具体的にどのように反映しようとするか。400字以内で述べなさい。

新たな記述式問題では、このように「言語にかかわる事象」や「教育実践の方法・内容」などに対する考えや主張を問うこととした。評価の対象となるのは、考えや主張の是非ではなく、それらを正確に説得力をもって相手に伝えられるかである。その伝え方を論理性と日本語力の面から測るものである。

(4) 各区分において求められる知識・能力

今回の改定においては、これまで提示されてこなかった「各区分において求められる知識・能力」の概念を次のように提示した。

区分	求められる知識・能力
社会・文化・地域	<p>日本や日本の地域社会が関係する国際社会の実情や、国際化に対する日本の国や地方自治体の政策、地域社会の人びとの意識等を考えるために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際関係論・文化論・比較文化論的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・ 政治的・経済的・社会的・地政学的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・ 宗教的・民族的・歴史的な視点とそれらに関する基礎的知識
言語と社会	<p>言語教育、言語習得および言語使用と社会との関係を考えるために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言語教育、言語習得について、広く国際社会の動向からみた国や地域間の関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・ 言語教育、言語習得について、それぞれの社会の政治的・経済的・文化的構造等との関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・ 個々人の言語使用を具体的な社会文化状況の中で考える視点とそれらに関する基礎的知識
言語と心理	<p>言語の学習や教育の場面で起こる現象や問題の理解・解決のために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習の過程やスタイルあるいは個人、集団、社会等、多様な視点から捉えた言語の習得と発達に関する基礎的知識 ・ 言語教育に必要な学習理論、言語理解、認知過程に関する心理学の基礎的知識 ・ 異文化理解、異文化接触、異文化コミュニケーションに関する基礎的知識
言語と教育	<p>学習活動を支援するために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の学習者の特質に対するミクロな視点と、個々の学習を社会の中に位置付けるマクロな視点 ・ 学習活動を客観的に分析し、全体および問題の所在を把握するための基礎的知識 ・ 学習者のかかえる問題を解決するための教授・評価等に関する基礎的知識
言語一般	<p>教育・学習の対象となる日本語および言語一般について次のような知識・能力を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現代日本語の音声・音韻、語彙、文法、意味、運用等に関する基礎的知識とそれらを客観的に分析する能力 ・ 一般言語学、対照言語学など言語の構造に関する基礎的知識 ・ 指導を滞りなく進めるため、話し言葉・書き言葉両面において円滑なコミュニケーションを行うための知識・能力

1.3. 制度の現状

本協会が、「平成23年度日本語教育能力検定試験実施要項」に示した試験制度の概要は、次のとおりである。

1.3.1. 実施概要

(1) 目的

日本語教員となるために学習している者，日本語教員として教育に携わっている者を対象として，日本語教育の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか，状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを検定することを目的とする。

(2) 実施者

財団法人日本国際教育支援協会が実施する。

(3) 試験の方法，内容等

1) 受験資格

特に制限しない。

2) 試験の水準と内容

試験の水準：日本語教育に携わるにあたり必要とされる基礎的な知識・能力。

試験の内容：出題範囲は，次項のとおりとする。

3) 試験の構成

試験Ⅰ	90分	100点	原則として，出題範囲の区分ごとの設問により，日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。
試験Ⅱ	30分	40点	試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について，音声を媒体とした出題形式で測定する。
試験Ⅲ	120分	100点	原則として出題範囲の区分横断的な設問により，熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。

4) 実施地

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡（予定）

(4) 結果の通知等

合否の結果は，受験者全員に文書をもって通知するとともに，合格者には合格証書を交付する。

1.3.2. 出題範囲

次のとおりとする。主要項目のうち「基礎項目」は優先的に出題される。ただし全範囲にわたって出題されるとは限らない。

区分	主 要 項 目（右列における太字は「基礎項目」）	
社会・文化・地域	1. 世界と日本	(1)諸外国・地域と日本
		(2)日本の社会と文化
	2. 異文化接触	(1)異文化適応・調整
		(2)人口の移動(移民・難民政策を含む。)
		(3)児童生徒の文化間移動
	3. 日本語教育の歴史と現状	(1)日本語教育史
		(2)日本語教育と国語教育
		(3)言語政策
		(4)日本語の教育哲学
		(5)日本語及び日本語教育に関する試験
(6)日本語教育事情：世界の各地域，日本の各地域		
4. 日本語教員の資質・能力		
言語と社会	1. 言語と社会の関係	(1)社会文化能力
		(2)言語接触・言語管理
		(3)言語政策
		(4)各国の教育制度・教育事情
		(5)社会言語学・言語社会学
	2. 言語使用と社会	(1)言語変種
		(2)待遇・敬意表現
		(3)言語・非言語行動
	(4)コミュニケーション学	
	3. 異文化コミュニケーションと社会	(1)言語・文化相対主義
(2)二言語併用主義(バイリンガリズム(政策))		
(3)多文化・多言語主義		
(4)アイデンティティ(自己確認，帰属意識)		
言語と心理	1. 言語理解の過程	(1)予測・推測能力
		(2)談話理解
		(3)記憶・視点
		(4)心理言語学・認知言語学
	2. 言語習得・発達	(1)習得過程(第一言語・第二言語)
		(2)中間言語
		(3)二言語併用主義(バイリンガリズム)
		(4)ストラテジー(学習方略)
		(5)学習者タイプ
	3. 異文化理解と心理	(1)社会的技能・技術(スキル)
(2)異文化受容・適応		
(3)日本語教育・学習の情意的側面		
(4)日本語教育と障害者教育		

言語と教育	1. 言語教育法・実技（実習）	(1)実践的知識・能力
		(2)コースデザイン(教育課程編成), カリキュラム編成
		(3)教授法
		(4)評価法
		(5)教育実技(実習)
		(6)自己点検・授業分析能力
		(7)誤用分析
		(8)教材分析・開発
		(9)教室・言語環境の設定
(10)目的・対象別日本語教育法		
2. 異文化間教育・コミュニケーション教育	(1)異文化間教育・多文化教育	
	(2)国際・比較教育	
	(3)国際理解教育	
	(4)コミュニケーション教育	
	(5)異文化受容訓練	
	(6)言語間対照	
	(7)学習者の権利	
3. 言語教育と情報	(1)データ処理	
	(2)メディア/情報技術活用能力(リテラシー)	
	(3)学習支援・促進者(ファシリテータ)の養成	
	(4)教材開発・選択	
	(5)知的所有権問題	
	(6)教育工学	
言語一般	1. 言語の構造一般	(1)言語の種類
		(2)世界の諸言語
		(3)一般言語学・日本語学・対照言語学
		(4)理論言語学・応用言語学
	2. 日本語の構造	(1)日本語の構造
		(2)音声・音韻体系
		(3)形態・語彙体系
		(4)文法体系
		(5)意味体系
		(6)語用論的規範
		(7)文字と表記
		(8)日本語史
3. コミュニケーション能力	(1)受容・理解能力	
	(2)言語運用能力	
	(3)社会文化能力	
	(4)対人関係能力	
	(5)異文化調整能力	

調査研究関係者一覧

(50音順)

伊藤 健人	群馬県立女子大学 文学部国文学科 准教授
金田 智子	学習院大学 文学部日本語日本文学科 教授
神吉 宇一	海外技術者研修協会 上席日本語専門職
川端 一博	日本国際教育支援協会 日本語教育普及課 作題主幹
黒瀬 桂子	桜美林大学 非常勤講師
中野 敦	国際文化フォーラム プログラムオフィサー
渡部真由美	日本学生支援機構 東京日本語教育センター 講師

平成22年度文化庁日本語教育研究委託
生活日本語の指導力の評価に関する調査研究
報告書

発行日 平成23年3月25日

発行者 財団法人日本国際教育支援協会

平成 2 7 年度
日本語教育能力検定試験
結果の概要

公益財団法人 日本国際教育支援協会

目 次

1. 平成27年度日本語教育能力検定試験実施要項	1
2. 平成27年度日本語教育能力検定試験実施状況	5
(1) 実施日	5
(2) 応募者数・受験者数	5
(3) 合格者数	5
(4) 実施会場	5
3. 平成27年度日本語教育能力検定試験平均点等一覧	6
4. 日本語教育能力検定試験実施状況（29年間）	7

平成27年度日本語教育能力検定試験(公益社団法人日本語教育学会認定)実施要項

1. 目的

日本語教員となるために学習している者、日本語教員として教育に携わっている者を対象として、日本語教育の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか、状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを検定することを目的とする。

2. 実施者

公益財団法人 日本国際教育支援協会が実施する。

3. 後援

文化庁／大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所／
独立行政法人国際交流基金／一般財団法人日本語教育振興協会／公益社団法人国際日本語普及協会

4. 試験の方法, 内容等

(1) 受験資格

特に制限しない。

(2) 試験の水準と内容

試験の水準:日本語教育に携わるにあたり必要とされる基礎的な知識・能力。

試験の内容:出題範囲は、別記のとおりとする。

(3) 試験の構成

科目	解答時間	配点	測定内容
試験Ⅰ	90分	100点	原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。
試験Ⅱ	30分	40点	試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について、音声を媒体とした出題形式で測定する。
試験Ⅲ	120分	100点	原則として出題範囲の区分横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。

(4) 試験日:平成27年10月25日(日)

(5) 試験地:札幌, 仙台, 東京, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡

5. 出願の手続き等

(1) 受験案内(出願書類付き)

出願手続き等の細目については、「平成27年度日本語教育能力検定試験 受験案内」による。
受験案内は願書受付期間中、全国の主要書店にて販売の予定。

(2) 出願手続き

- ① 願 書:所定のもの
- ② 受 験 料:10,600円(消費税等含む)
- ③ 受付期間:平成27年6月22日(月)から8月10日(月)まで(当日消印有効)
- ④ 出 願:公益財団法人 日本国際教育支援協会に提出

6. 受験票の送付

願書を受理したものについて、平成27年9月25日(金)に発送。

7. 結果の通知等

可否の結果は、平成27年12月18日(金)に受験者全員に文書をもって通知するとともに、合格者には合格証書を交付する。

出題範囲

次の通りとする。主要項目のうち、「**基礎項目**」(**太字**)は優先的に出題される。
ただし、全範囲にわたって出題されるとは限らない。

区分	主要項目 (太字は「基礎項目」)
1 社会・文化・地域	1. 世界と日本 (1)諸外国・地域と日本 (2)日本の社会と文化 2. 異文化接触 (1)異文化適応・調整 (2)人口の移動(移民・難民政策を含む。) (3)児童生徒の文化間移動 3. 日本語教育の歴史と現状 (1)日本語教育史 (2)日本語教育と国語教育 (3)言語政策 (4)日本語の教育哲学 (5)日本語及び日本語教育に関する試験 (6)日本語教育事情:世界の各地域,日本の各地域 4. 日本語教員の資質・能力
2 言語と社会	1. 言語と社会の関係 (1)社会文化能力 (2)言語接触・言語管理 (3)言語政策 (4)各国の教育制度・教育事情 (5)社会言語学・言語社会学 2. 言語使用と社会 (1)言語変種 (2)待遇・敬意表現 (3)言語・非言語行動 (4)コミュニケーション学 3. 異文化コミュニケーションと社会 (1)言語・文化相対主義 (2)二言語併用主義(バイリンガリズム(政策)) (3)多文化・多言語主義 (4)アイデンティティ(自己確認,帰属意識)
3 言語と心理	1. 言語理解の過程 (1)予測・推測能力 (2)談話理解 (3)記憶・視点 (4)心理言語学・認知言語学 2. 言語習得・発達 (1)習得過程(第一言語・第二言語) (2)中間言語 (3)二言語併用主義(バイリンガリズム) (4)ストラテジー(学習方略) (5)学習者タイプ 3. 異文化理解と心理 (1)社会的技能・技術(スキル) (2)異文化受容・適応 (3)日本語教育・学習の情意的側面 (4)日本語教育と障害者教育

区分	主要項目(太字は「基礎項目」)
4 言語と教育	1. 言語教育法・実技(実習) (1)実践的知識・能力 (2)コースデザイン(教育課程編成), カリキュラム編成 (3)教授法 (4)評価法 (5)教育実技(実習) (6)自己点検・授業分析能力 (7)誤用分析 (8)教材分析・開発 (9)教室・言語環境の設定 (10)目的・対象別日本語教育法 2. 異文化間教育・コミュニケーション教育 (1)異文化間教育・多文化教育 (2)国際・比較教育 (3)国際理解教育 (4)コミュニケーション教育 (5)異文化受容訓練 (6)言語間対照 (7)学習者の権利 3. 言語教育と情報 (1)データ処理 (2)メディア／情報技術活用能力(リテラシー) (3)学習支援・促進者(ファシリテータ)の養成 (4)教材開発・選択 (5)知的所有権問題 (6)教育工学
5 言語一般	1. 言語の構造一般 (1)言語の類型 (2)世界の諸言語 (3)一般言語学・日本語学・対照言語学 (4)理論言語学・応用言語学 2. 日本語の構造 (1)日本語の構造 (2)音声・音韻体系 (3)形態・語彙体系 (4)文法体系 (5)意味体系 (6)語用論的規範 (7)文字と表記 (8)日本語史 3. コミュニケーション能力 (1)受容・理解能力 (2)言語運用能力 (3)社会文化能力 (4)対人関係能力 (5)異文化調整能力

各区分における測定内容

区分	求められる知識・能力
社会・文化・地域	<p>日本や日本の地域社会が関係する国際社会の実情や、国際化に対する日本の国や地方自治体の政策、地域社会の人びとの意識等を考えるために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際関係論・文化論・比較文化論的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・政治的・経済的・社会的・地政学的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・宗教的・民族的・歴史的な視点とそれらに関する基礎的知識
言語と社会	<p>言語教育・言語習得および言語使用と社会との関係を考えるために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語教育・言語習得について、広く国際社会の動向からみた国や地域間の関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・言語教育・言語習得について、それぞれの社会の政治的・経済的・文化的構造等との関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・個々人の言語使用を具体的な社会文化状況の中で考える視点とそれらに関する基礎的知識
言語と心理	<p>言語の学習や教育の場面で起こる現象や問題の理解・解決のために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の過程やスタイルあるいは個人、集団、社会等、多様な視点から捉えた言語の習得と発達に関する基礎的知識 ・言語教育に必要な学習理論、言語理解、認知過程に関する心理学の基礎的知識 ・異文化理解、異文化接触、異文化コミュニケーションに関する基礎的知識
言語と教育	<p>学習活動を支援するために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の学習者の特質に対するミクロな視点と、個々の学習を社会の中に位置付けるマクロな視点 ・学習活動を客観的に分析し、全体および問題の所在を把握するための基礎的知識 ・学習者のかかえる問題を解決するための教授・評価等に関する基礎的知識
言語一般	<p>教育・学習の対象となる日本語および言語一般について次のような知識・能力を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代日本語の音声・音韻、語彙、文法、意味、運用等に関する基礎的知識とそれらを客観的に分析する能力 ・一般言語学、対照言語学など言語の構造に関する基礎的知識 ・指導を滞りなく進めるため、話し言葉・書き言葉両面において円滑なコミュニケーションを行うための知識・能力

2. 平成27年度日本語教育能力検定試験 実施状況

平成27年度日本語教育能力検定試験の（1）実施日、（2）応募者数・受験者数、（3）合格者数、（4）実施会場は以下のとおり。

（1）実施日

平成27年10月25日（日）

（2）応募者数・受験者数

実施地区	応募者数（人）	受験者数（人）
北海道	137	113
東北	164	123
関東	3,080	2,403
中部	506	418
近畿	1,301	1,085
中国	187	152
九州	545	460
合計	5,920	4,754

注 「受験者数（人）」は科目受験者を含む。

（3）合格者数

1,086人

（4）実施会場

北海道地区：札幌科学技術専門学校

東北地区：東北大学 川内南キャンパス

関東地区：東京大学 駒場Ⅰキャンパス、明治大学 和泉キャンパス

中部地区：名古屋女子大学 汐路学舎

近畿地区：大阪大学 豊中キャンパス

中国地区：広島女学院大学

九州地区：KCS福岡情報専門学校

3. 平成27年度日本語教育能力検定試験 平均点等一覧

試験Ⅰ及び試験Ⅱ（聴解）については、全問マークシート方式（以下「マーク式」という。）で、試験Ⅲについては、マーク式と一部記述式で実施した。

マーク式平均点等一覧

試験区分	受験者数	平均点	標準偏差	最高点	最低点
マーク式総合 (220 点)	4,727	126.7 (57.6%)	22.4 (10.2%)	188	19
試験Ⅰ (100 点)	4,753	54.5 (54.5%)	10.8 (10.8%)	86	2
試験Ⅱ (40 点)	4,738	25.4 (63.5%)	5.4 (13.5%)	38	0
試験Ⅲマーク式 (80 点)	4,728	46.7 (58.4%)	8.7 (10.9%)	71	15

記述式を含む平均点等一覧

試験区分	受験者数	平均点	標準偏差	最高点	最低点
総合 (240 点)	2,888	153.1 (63.8%)	14.8 (6.2%)	205	123
試験Ⅲ (100 点)	2,888	63.8 (63.8%)	7.7 (7.7%)	88	41
試験Ⅲ記述式 (20 点)	2,888	12.1 (60.5%)	3.8 (19.0%)	20	0

- 注 1 マーク式総合の受験者数は、三科目すべてを受験した人の数。
- 2 記述式を含む平均点等一覧は、マーク式による問題の総得点が上位である60%の人数の者についてのものである。
- 3 平均点と標準偏差の（ ）内の数字は配点に対する百分率。

4. 日本語教育能力検定試験 実施状況（29年間）

実施回数	実施年度	応募者数（人）	受験者数（人）	合格者数（人）	実施地区
第1回	昭和62年度	5,837	4,758	935	1
第2回	昭和63年度	5,794	4,597	827	2
第3回	平成元年度	6,783	5,405	999	2
第4回	平成2年度	6,367	5,143	908	3
第5回	平成3年度	7,815	6,224	1,153	3
第6回	平成4年度	8,723	6,846	1,272	3
第7回	平成5年度	8,673	6,792	1,224	3
第8回	平成6年度	8,282	6,153	1,125	3
第9回	平成7年度	7,614	5,911	1,107	3
第10回	平成8年度	7,755	5,986	1,088	4
第11回	平成9年度	7,624	5,824	1,077	4
第12回	平成10年度	6,906	5,272	1,008	4
第13回	平成11年度	7,526	5,729	1,091	4
第14回	平成12年度	7,809	5,858	1,077	4
第15回	平成13年度	7,319	5,549	1,008	4
第16回	平成14年度	7,989	6,154	1,171	4
第17回	平成15年度	8,103	6,426	1,235	4
第18回	平成16年度	8,401	6,715	1,220	5
第19回	平成17年度	7,231	5,958	1,155	5
第20回	平成18年度	6,374	5,317	1,126	6
第21回	平成19年度	5,837	4,793	981	6
第22回	平成20年度	5,773	4,767	1,020	6
第23回	平成21年度	6,277	5,203	1,215	6
第24回	平成22年度	6,823	5,616	1,197	7
第25回	平成23年度	7,034	5,769	1,527	7
第26回	平成24年度	5,877	4,829	1,109	7
第27回	平成25年度	5,439	4,402	1,001	7
第28回	平成26年度	5,436	4,389	1,027	7
第29回	平成27年度	5,920	4,754	1,086	7

注 「受験者数（人）」は科目受験者を含む。

平成28年度日本語教育能力検定試験(公益社団法人日本語教育学会認定)実施要項

1. 目的

日本語教員となるために学習している者、日本語教員として教育に携わっている者を対象として、日本語教育の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか、状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを検定することを目的とする。

2. 実施者

公益財団法人 日本国際教育支援協会が実施する。

3. 後援(予定)

文化庁／大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所／
独立行政法人国際交流基金／一般財団法人日本語教育振興協会／公益社団法人国際日本語普及協会

4. 試験の方法, 内容等

(1) 受験資格

特に制限しない。

(2) 試験の水準と内容

試験の水準: 日本語教育に携わるにあたり必要とされる基礎的な知識・能力。

試験の内容: 出題範囲は、別記のとおりとする。

(3) 試験の構成

科目	解答時間	配点	測定内容
試験Ⅰ	90分	100点	原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。
試験Ⅱ	30分	40点	試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について、音声を媒体とした出題形式で測定する。
試験Ⅲ	120分	100点	原則として出題範囲の区分横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。

(4) 試験日: 平成28年10月23日(日)

(5) 試験地: 札幌, 仙台, 東京, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡 (予定)

5. 出願の手続き等

(1) 受験案内(出願書類付き)

出願手続き等の細目については、「平成28年度日本語教育能力検定試験 受験案内」による。
受験案内は願書受付期間中、全国の主要書店にて販売の予定。

(2) 出願手続き

- ① 願 書: 所定のもの
- ② 受 験 料: 10,600円(消費税等含む)
- ③ 受付期間: 平成28年6月20日(月)から8月8日(月)まで(当日消印有効)(予定)
- ④ 出 願: 公益財団法人 日本国際教育支援協会に提出

6. 受験票の送付

願書を受理したものについて、平成28年9月23日(金)に発送。(予定)

7. 結果の通知等

可否の結果は、平成28年12月16日(金)(予定)に受験者全員に文書をもって通知するとともに、合格者には合格証書を交付する。

出題範囲

次の通りとする。主要項目のうち、「**基礎項目**」(**太字**)は優先的に出題される。
ただし、全範囲にわたって出題されるとは限らない。

区分	主要項目 (太字は「基礎項目」)
1 社会・文化・地域	1. 世界と日本 (1)諸外国・地域と日本 (2)日本の社会と文化 2. 異文化接触 (1)異文化適応・調整 (2)人口の移動(移民・難民政策を含む。) (3)児童生徒の文化間移動 3. 日本語教育の歴史と現状 (1)日本語教育史 (2)日本語教育と国語教育 (3)言語政策 (4)日本語の教育哲学 (5)日本語及び日本語教育に関する試験 (6)日本語教育事情:世界の各地域,日本の各地域 4. 日本語教員の資質・能力
2 言語と社会	1. 言語と社会の関係 (1)社会文化能力 (2)言語接触・言語管理 (3)言語政策 (4)各国の教育制度・教育事情 (5)社会言語学・言語社会学 2. 言語使用と社会 (1)言語変種 (2)待遇・敬意表現 (3)言語・非言語行動 (4)コミュニケーション学 3. 異文化コミュニケーションと社会 (1)言語・文化相対主義 (2)二言語併用主義(バイリンガリズム(政策)) (3)多文化・多言語主義 (4)アイデンティティ(自己確認,帰属意識)
3 言語と心理	1. 言語理解の過程 (1)予測・推測能力 (2)談話理解 (3)記憶・視点 (4)心理言語学・認知言語学 2. 言語習得・発達 (1)習得過程(第一言語・第二言語) (2)中間言語 (3)二言語併用主義(バイリンガリズム) (4)ストラテジー(学習方略) (5)学習者タイプ 3. 異文化理解と心理 (1)社会的技能・技術(スキル) (2)異文化受容・適応 (3)日本語教育・学習の情意的側面 (4)日本語教育と障害者教育

区分	主要項目(太字は「基礎項目」)
4 言語と教育	1. 言語教育法・実技(実習) (1)実践的知識・能力 (2)コースデザイン(教育課程編成), カリキュラム編成 (3)教授法 (4)評価法 (5)教育実技(実習) (6)自己点検・授業分析能力 (7)誤用分析 (8)教材分析・開発 (9)教室・言語環境の設定 (10)目的・対象別日本語教育法 2. 異文化間教育・コミュニケーション教育 (1)異文化間教育・多文化教育 (2)国際・比較教育 (3)国際理解教育 (4)コミュニケーション教育 (5)異文化受容訓練 (6)言語間対照 (7)学習者の権利 3. 言語教育と情報 (1)データ処理 (2)メディア／情報技術活用能力(リテラシー) (3)学習支援・促進者(ファシリテータ)の養成 (4)教材開発・選択 (5)知的所有権問題 (6)教育工学
5 言語一般	1. 言語の構造一般 (1)言語の種類 (2)世界の諸言語 (3)一般言語学・日本語学・対照言語学 (4)理論言語学・応用言語学 2. 日本語の構造 (1)日本語の構造 (2)音声・音韻体系 (3)形態・語彙体系 (4)文法体系 (5)意味体系 (6)語用論的規範 (7)文字と表記 (8)日本語史 3. コミュニケーション能力 (1)受容・理解能力 (2)言語運用能力 (3)社会文化能力 (4)対人関係能力 (5)異文化調整能力

各区分における測定内容

区分	求められる知識・能力
社会・文化・地域	<p>日本や日本の地域社会が関係する国際社会の実情や、国際化に対する日本の国や地方自治体の政策、地域社会の人びとの意識等を考えるために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際関係論・文化論・比較文化論的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・政治的・経済的・社会的・地政学的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・宗教的・民族的・歴史的な視点とそれらに関する基礎的知識
言語と社会	<p>言語教育・言語習得および言語使用と社会との関係を考えるために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語教育・言語習得について、広く国際社会の動向からみた国や地域間の関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・言語教育・言語習得について、それぞれの社会の政治的・経済的・文化的構造等との関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・個々人の言語使用を具体的な社会文化状況の中で考える視点とそれらに関する基礎的知識
言語と心理	<p>言語の学習や教育の場面で起こる現象や問題の理解・解決のために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の過程やスタイルあるいは個人、集団、社会等、多様な視点から捉えた言語の習得と発達に関する基礎的知識 ・言語教育に必要な学習理論、言語理解、認知過程に関する心理学の基礎的知識 ・異文化理解、異文化接触、異文化コミュニケーションに関する基礎的知識
言語と教育	<p>学習活動を支援するために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の学習者の特質に対するミクロな視点と、個々の学習を社会の中に位置付けるマクロな視点 ・学習活動を客観的に分析し、全体および問題の所在を把握するための基礎的知識 ・学習者のかかえる問題を解決するための教授・評価等に関する基礎的知識
言語一般	<p>教育・学習の対象となる日本語および言語一般について次のような知識・能力を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代日本語の音声・音韻、語彙、文法、意味、運用等に関する基礎的知識とそれらを客観的に分析する能力 ・一般言語学、対照言語学など言語の構造に関する基礎的知識 ・指導を滞りなく進めるため、話し言葉・書き言葉両面において円滑なコミュニケーションを行うための知識・能力